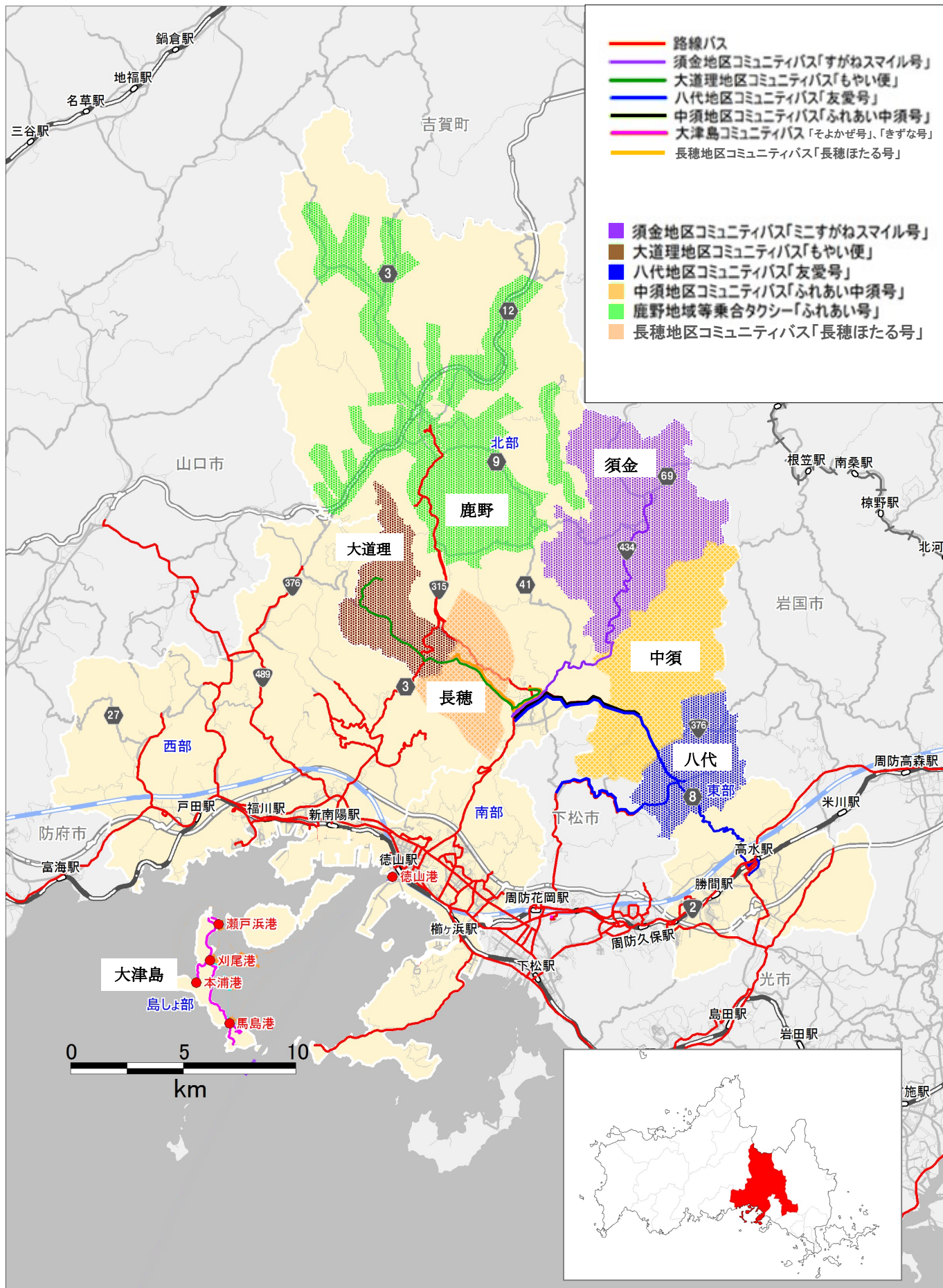


周南市のコミュニティ交通



【各地区運行概要】

鹿野地域等「ふれあい号」

運行開始：平成 19 年 10 月から

【運行概要】

- ・運行エリア：鹿野地区、大向地区の一部
- ・利用できる方：どなたでも
- ・利用料金(1乗車)^{※1}：300 円
- ・割引制度^{※2}：あり
- ・運行日：月～土曜日（祝日、12/31～1/3 は運休）
- ・運行時刻：7時から18時
- ・予約：要

大津島地区「そよかぜ号」、「きずな号」

運行開始（見直し）：平成 25 年 10 月から

【運行概要】

- ・運行エリア：大津島島内
- ・利用できる方：大津島地区住民及びその親族、地区関係者
- ・利用料金(1乗車)：無料
- ・運行日：毎日
- ・運行時刻：8時25分から17時15分
- ・予約：不要

大道理地区「もやい便」

運行開始：平成 27 年 10 月から

【運行概要】

- ・運行エリア：大道理地区内、大道理地区～須々万地区
- ・利用できる方：どなたでも
- ・利用料金(1乗車)^{※1}：地区内 100 円、地区外 200 円
- ・割引制度^{※2}：あり
- ・運行日：月・水・金曜日（祝日、8/13～8/16、12/30～1/5 は運休）
- ・運行時刻：8時から17時
- ・予約：要

【運行概要(通常便)】

運行エリア	八代地区～高水地区	八代地区～須々万地区 ※令和 4 年 4 月 1 日開始	八代地区 ～下松市米川公民館
利用できる方	どなたでも		
利用料金(1乗車) ^{※1}	300 円 ※八代地区内、高水地区内 100 円	300 円 ※八代地区内～西河内、 安国寺～ゆめプラザ熊毛 100 円	100 円
割引制度 ^{※2}	あり		
運行日	月～土曜日 (木曜のみ 5 便 (15:50 発便) なし)	火・金曜日	月・水・木・土曜日
運休日	祝日、12/29～1/3		
運行時刻	6 時 20 分～18 時 35 分		
予約	要 (地区内)		要

【運行概要(木曜便)】

- ・運行エリア：八代地区内(自宅付近⇔熊北診療所・鶴いこいの里)
- ・利用できる方：八代地区住民
- ・利用料金(1乗車)^{※1}：100 円
- ・割引制度^{※2}：あり
- ・運行日：毎週木曜日 (祝日、12/29～1/3 は運休)
- ・運行時刻：13 時 30 分～16 時 30 分
- ・予約：要

【運行概要(すがねスマイル号)】

- ・運行エリア：須金地区～須々万地区
- ・利用できる方：どなたでも
- ・利用料金(1乗車)^{※1}：地区内 100 円、地区外 300 円
- ・割引制度^{※2}：あり
- ・運行日：月～金曜日（祝日、8/13～8/15、1/1～1/3 は運休）
- ・運行時刻：6 時 40 分～18 時 30 分
- ・予約：不要

【運行概要(ミニすがねスマイル号)】

- ・運行エリア：須金地区内（月・水・金）、須金地区～須々万地区（土・日・祝）
- ・利用できる方：どなたでも
- ・利用料金(1乗車)^{※1}：地区内 100 円、地区外 300 円
- ・割引制度^{※2}：あり
- ・運行日：月・水・金・土・日曜日、祝日（8/13～8/15、1/1～1/3 は運休）
- ・運行時刻：[月・水・金]7 時 50 分～17 時 00 分
[土・日・祝]8 時 25 分～17 時 32 分
- ・予約：要

【運行概要】

- ・運行エリア：中須地区内、中須地区～須々万地区
- ・利用できる方：どなたでも
- ・利用料金(1乗車)^{※1}：地区内 100 円、地区外 200 円
- ・割引制度^{※2}：あり
- ・運行日：毎日運行
- ・運行時刻：[月～金]6 時 55 分～19 時 52 分
[土日祝]6 時 55 分～17 時 25 分
- ・予約：要（地区内）

【運行概要】

- ・運行エリア：長穂地区内、長穂地区～須々万地区
- ・利用できる方：どなたでも
- ・利用料金(1乗車)^{※1}：地区内 100 円、地区外 200 円
- ・割引制度^{※2}：あり
- ・運行日：火・水・金曜日（祝日、8/13～8/16、12/30～1/5 は運休）
- ・運行時刻：8 時 5 分～18 時
- ・予約：要（地区内運行、13 時以降便）

詳細は、公共交通対策課ホームページでも公開しております。

※ 1) 1歳以上小学生以下の者は半額。1歳未満の者は無料。

※ 2) 利用料金割引について

(周南市コミュニティバスの運行に関する条例施行規則第7条)

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者 条例別表第1に定める使用料の5割相当額又は条例別表第2に定める定期乗車券による使用料の2割相当額

(2) 「療育手帳制度について(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)」の規定により療育手帳の交付を受けている者 条例別表第1に定める使用料の5割相当額又は条例別表第2に定める定期乗車券による使用料の2割相当額

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 条例別表第1に定める使用料の5割相当額又は条例別表第2に定める定期乗車券による使用料の2割相当額

(4) 第1種の身体障害者手帳及び障害等級1級の精神障害者保健福祉手帳並びに障害の程度Aの療育手帳の交付を受けている者の付添人 条例別表第1に定める使用料の5割相当額又は条例別表第2に定める定期乗車券による使用料の2割相当額

(5) その他市長が特に認めるとき その都度市長が定める額

様式第 1 - 6 (日本工業規格 A 列 4 番)

令和 4 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 周南市地域公共交通会議
住 所 山口県周南市岐山通 1-1
代表者氏名 会長 高瀬 文三郎

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請について

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

運行系統概要一覧

令和5年度地域内フィーダー系統確保維持計画

申請者名 周南市地域公共交通会議

申請番号	運行事業者	系統名	運行系統(区域)	運行日	運行回数/日	運行キロ程又はサービス提供時間	・結節点(バス停・駅・港等) ・地域間幹線バス系統については平日運行回数	運行態様	備考
1	周南市	大道理・須々万線	大道理地区	月水金 (祝日、8/13~16、12/30~1/5運休)	5回/日	2.43時間	補助対象地域間幹線系統 防長交通(株)(徳山駅前・コ アプラザかの線:大道理バ ス停)	区域運行	予約のあった便、区 間のみ運行

※1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。

生活交通確保維持改善計画の名称
周南市 地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>(1) 市域全体の概況</p> <p>本市は山口県の東南部に位置し、北に中国山地を背に、南に瀬戸内海を望む面積656.29km²の広大な市域を有する、人口約13万7千人の都市である。</p> <p>JR徳山駅を中心に市街地が広がっており、鉄道・路線バス・航路・コミュニティ交通によって、市街地とその周辺部、中山間部、島しょ部を結ぶ公共交通網が形成されている。</p> <p>鉄道については、JR山陽新幹線をはじめ、JR山陽本線、JR岩徳線が東西に走っており、防長交通株式会社が運行する市内の路線バスは、南部では網目状に、中山間部では主に国道や県道を運行し、市全域をほぼ網羅している。</p> <p>また、離島航路として徳山～大津島航路が本市の第三セクターである大津島巡航株式会社によって運航されている。</p> <p>(2) 地域公共交通の課題・必要性等</p> <p>本市の中山間部においては、鉄道がなく自家用車を所有していない市民にとっては、バスが買い物や通院など日常生活になくてはならない交通手段である。</p> <p>しかしながら、バス事業については、近年の人口減少・少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少を背景に構造的な運転士不足が深刻化しており、路線バスの減便や路線廃止といった影響として現れている。</p> <p>こうした状況にあっても、さらに過疎化・高齢化が進行する中山間部において、スーパーや病院などの生活利便施設が多く立地している地域への移動手段を確保することは、地域の活力を維持していくために必要不可欠であり、既存バス路線の見直しと合わせた効率的で、利便性の高い持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に向け、地域公共交通確保維持事業に取り組む必要がある。</p> <p>また、フィーダー系統と地域間幹線系統の接続によって、中山間部の市民も容易に中心市街地等へ移動することが可能となり、生活の質の向上や外出機会の創出に大きく寄与するものと考えられる。</p> <p>(3) 補助フィーダー系統対象地域について</p> <p>○大道理地区（平成27年10月 運行開始、令和2年10月区域運行に変更）</p> <p>大道理地区においては、スーパーや病院などが立地する須々万地区へのバス路線がなく長年課題となっていた。こうしたニーズに対応するため、市と地域が協働し、本系統の運行を実施するものである。</p> <p>また、地区内移動について、ドアツードアでの送迎実施の声が多く寄せられたため、これに応えるべく令和2年10月より区域運行に変更した。</p>

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

次のとおり利用者数を推計し目標値を設定する。

1ヶ月当たりの利用者数

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和4年度目標値
102人以上/月	102人以上/月	102人以上/月	81人以上/月

※R2.10.1~R3.9.30の利用者数 101.2人/月

(2) 事業の効果

主に一人暮らしの高齢者や障害者の病院や商業施設などへの移動手段を確保するとともに、外出機会を増やし心身の健康を維持することができる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ① 定期利用者のための回数乗車券や定期乗車券の発行。(周南市)
- ② 障がい者割引等の実施。(周南市)
- ③ 利用者等との協議会の開催。(地区協議会・周南市)
- ④ 利用者アンケート等の実施。(地区協議会・周南市)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持事業費補助金交付要綱（以下、補助金交付要綱という。）

「表1」添付

(1) 補助事業の要件（補助要綱別表7）

- ① 接続要件（別表7のハ）
表1のとおり
- ② 既存交通ネットワーク等との整合性（別表7のニ）
大道理地区と須々万地区を繋ぐバス路線はなく、競合は発生しない。
- ③ 新規性要件（別表7のホ）
表1のとおり

(2) 運行事業者の選定について

当該地域には交通事業者がなく、地元コミュニティによって運行されてきた。運転手は2種免許の所持者1名及び市町村運営有償運送等運転者講習の修了者7名が担っており、運行の安全面については問題がない。

またデマンド運行であるため、地域に精通し、かつ利用者との円滑なコミュニケーションが求められることから当該運行者において他にはいない。

<p>さらに、地元コミュニティが周南市役所の支所機能を有する地域拠点施設の指定管理を受託しており、当該施設で車両を管理することで、効率的な運行体制の構築と事故等の緊急時の速やかな対応が可能である。</p> <p>以上の点を総合的に判断して選定した。</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</p>
<p>運行経費から運賃収入と国庫補助金額を引いた額を市が負担する。</p>
<p>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p>
<p>周南市</p>
<p>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</p>
<p>活性化法定協議会を補助対象事業者としないため記載なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業のため記載なし</p>
<p>9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業のため記載なし</p>
<p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業のため記載なし</p>
<p>11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</p>
<p>外客来訪促進計画を策定していないため記載なし</p>
<p>12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】</p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付</p>
<p>13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>

車両の取得を行わないため記載なし	
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
車両の取得を行わないため記載なし	
(2) 事業の効果	
車両の取得を行わないため記載なし	
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
車両の取得を行わないため記載なし	
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けないため記載なし	
17. 協議会の開催状況と主な議論	
平成28年5月17日	第1回 周南市地域公共交通会議開催 (1) 役員選出について (2) 平成27年度周南市地域公共交通会議決算について (3) 監査報告について (4) 平成28年度実施事業及び周南市地域公共交通会議予算について (5) 地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について
平成28年8月23日	第2回 周南市地域公共交通会議開催 (1) バスロケーションシステム社会実験事業に関する助成について
平成28年12月2日	第3回 周南市地域公共交通会議開催 (1) 路線バス再編の方向性について (2) 周南市地域公共交通網形成計画の軽微な変更について
平成29年3月24日	第4回 周南市地域公共交通会議開催 (1) コミュニティ交通導入のガイドラインについて (2) 須金地区乗合タクシー実証運行について (3) 鹿野地区等乗合タクシー「ふれあい号」ダイヤ改正について
平成29年5月26日	第1回 周南市地域公共交通会議開催

平成 29 年 8 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> (1) 平成 28 年度周南市地域公共交通会議決算について (2) 平成 29 年度実施事業及び周南市地域公共交通会議予算について (3) 地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について <p>第 2 回 周南市地域公共交通会議開催</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について (2) 自家用有償旅客運送の登録申請について (3) 防長バスの路線廃止について
平成 29 年 12 月 18 日	<p>第 3 回 周南市地域公共交通会議開催</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 周南市市街地循環バスの運行について (2) 平成 29 年度地域公共交通確保維持改善事業に係る事業評価について
平成 30 年 5 月 18 日	<p>第 1 回 周南市地域公共交通会議開催</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 平成 29 年度周南市地域公共交通会議決算について (2) 平成 30 年度実施事業及び周南市地域公共交通会議予算について (3) 地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について (4) 市街地循環バス運行内容の変更について
平成 30 年 9 月 25 日	<p>周南市地域公共交通会議開催【文書協議①】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）の策定について
平成 30 年 11 月 5 日	<p>第 2 回 周南市地域公共交通会議開催</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市街地循環線「ちょい乗り 100 円バス」の運行について
平成 30 年 12 月 26 日	<p>周南市地域公共交通会議開催【文書協議②】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 平成 30 年度 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について
平成 31 年 2 月 25 日	<p>第 3 回 周南市地域公共交通会議開催</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) コミュニティ交通の見直し及び自家用有償旅客運送の変更登録の申請について (2) 徳山～須々万方面の路線見直しについて (3) 鹿野地域等乗合タクシーの割引運賃設定について
平成 31 年 2 月 28 日	<p>周南市地域公共交通会議開催【文書協議③】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域内フィーダー系統確保維持計画の変更（大道理・須々万線の運行回数変更）について
令和元年 5 月 17 日	<p>第 1 回 周南市地域公共交通会議開催</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 平成 30 年度周南市地域公共交通会議決算について (2) 平成 31 年度実施事業及び周南市地域公共交通会議予算について (3) 地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について
令和元年 8 月 26 日	<p>第 2 回 周南市地域公共交通会議開催</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) バス路線の見直しについて

	<ul style="list-style-type: none"> (2) 自家用有償旅客運送の変更登録の申請について (3) 地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について (4) 市街地循環線「ちょい乗り 100 円バス」の運行内容の変更について
令和元年 12 月 24 日	<p>第 3 回 周南市地域公共交通会議開催</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 平成 30 年度地域公共交通バリア解消促進等事業に関する評価について (2) 令和元年度地域公共交通確保維持改善事業に関する評価について (3) 地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について (八代・高水線の計画運行回数の変更)
令和 2 年 5 月 22 日	<p>第 1 回 周南市地域公共交通会議開催</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 平成 31 年度事業報告について (2) 平成 31 年度歳入歳出決算の監査報告について (3) 令和 2 年度事業計画（案）及び予算（案）について (4) 周南市後期地域公共交通網形成計画策定支援業務に係る公募型プロポーザル選定委員会設置要領の策定について
令和 2 年 7 月 22 日	<p>周南市地域公共交通会議開催【文書協議①】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域内フィーダー系統確保維持計画について (2) 災害による自家用有償旅客運送に係る登録事項変更について
令和 2 年 8 月 21 日	<p>第 2 回 周南市地域公共交通会議開催</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 自家用有償旅客運送の更新登録について (2) 防長バス路線菅野線の廃止について (3) タクシーバス運賃助成制度実証実験について
令和 2 年 11 月 19 日	<p>第 3 回 周南市地域公共交通会議開催</p> <p>後期地域公共交通網形成計画について</p>
令和 2 年 12 月 28 日	<p>周南市地域公共交通会議開催【文書協議②】</p> <p>令和 2 年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について (地域公共交通調査事業、地域内フィーダー系統)</p>
令和 3 年 1 月 25 日	<p>第 4 回 周南市地域公共交通会議開催</p> <p>周南市地域公共交通計画の素案について（意見聴取）</p>
令和 3 年 2 月 18 日	<p>周南市地域公共交通会議開催【文書協議③】</p> <p>自家用有償旅客運送の変更登録の申請について</p>
令和 3 年 3 月 25 日	<p>第 5 回 周南市地域公共交通会議開催</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 周南市地域公共交通計画（素案）に対する意見の要旨と市の考え方について (2) 周南市地域公共交通会議規約改正について
令和 3 年 5 月 21 日	<p>周南市地域公共交通会議開催【文書協議①】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 令和 2 年度事業報告について

- (2) 令和2年度歳入歳出決算の監査報告について
- (3) 令和3年度事業計画（案）及び当初予算（案）について
- (4) 地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について

令和3年10月14日 周南市地域公共交通会議開催【文書協議②】
生活交通改善事業計画(バリアフリー化設備等整備事業)案について

令和3年12月17日 周南市地域公共交通会議開催【文書協議③】
令和3年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について
(地域内フィーダー系統)

令和4年2月10日 周南市地域公共交通会議開催【文書協議④】
自家用有償旅客運送の変更登録の申請について（八代地区内のバス停増設に伴うキロ程の延長及び八代・須々万線の運行開始）

令和4年3月23日 周南市地域公共交通会議開催【文書協議⑤】
自家用有償旅客運送の変更登録の申請（工事に伴う路線変更）について

令和4年5月24日 第1回周南市地域公共交通会議開催
(予定)

- (1) 令和3年度事業報告及び決算報告について
- (2) 令和3年度監査報告について
- (3) 役員選出について
- (4) 令和4年度事業計画（案）及び当初予算（案）について
- (5) 令和5年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について
- (6) 令和4年度地域内フィーダー系統確保維持計画変更届（案）について

18. 利用者等の意見の反映状況

大道理をよくする会 互助部会（平成28年10月26日）

大道理もやい便の利用状況報告と意見交換を行った。新規利用者の勧誘やPR方法の検討など、より一層利用促進に努めていくこととなった。

今後、スーパーや病院などの新しい乗降場所の設置を検討していくこととなった。

大道理をよくする会 互助部会（平成29年1月19日）

新しいリース車両への更新や防長バス（徳山駅～横川線）の路線廃止の影響について意見交換を行った。新しいリース車両については、早い時期での導入とブレーキ・アクセル踏み間違い防止装置の設置の要望があった。

路線廃止への対応については、当面、現状の大道理もやい便の運行を継続し、様子を見ることとなった。

大道理をよくする会 互助部会（平成29年11月14日）

運行業務委託料や「もやい便」の利用促進について意見交換を行った。また、大道理地区内へ来る移動販売への送迎について検討を行ったが、当面は現状の運行内容を継続することとなった。

大道理をよくする会 互助部会（平成30年11月30日）

割引運賃制度の導入や運行便数の変更、最近の利用者のニーズについて意見交換を行った。平成31年4月からの割引運賃の導入と利用者増加に伴う運行便数の拡大に向け、調整を図ることとなった。

大道理をよくする会 互助部会（令和元年12月13日）

新規店舗の開店や個人病院の開院などに伴い、運行ルートや乗降場所の見直しについて意見交換を行った。令和2年10月からの見直しに向け、引き続き調整を図ることとなった。

大道理をよくする会 互助部会（令和3年12月14日）

大道理もやい便の利用状況報告と意見交換を行った。また、運転者講習受講希望があったため調整を図ることとなった。

19. 協議会メンバーの構成員

区分	役職	備考
関係都道府県	山口県 観光スポーツ文化部 交通政策課長 山口県 周南土木建築事務所 主幹	
関係市区町村	周南市 都市整備部長	
交通事業者	防長交通株式会社 営業部長 徳山地区タクシー協会 会長 西日本旅客鉄道株式会社 徳山管理駅長 大津島巡航株式会社 専務取締役	
交通施設管理者等	私鉄中国地方労働組合防長交通支部 書記長 周南警察署 交通課長 光警察署 交通課長 中国運輸局 山口運輸支局 首席運輸企画専門官 中国地方整備局 山口河川国道事務所 交通対策課長	
その他協議会が必要と認める者	徳山工業高等専門学校 教授 周南市自治会連合会 理事 周南市老人クラブ連合会 会長 周南市身体障害者団体連合会 会長 鹿野地区女性団体連絡協議会 副会長 周南北部地域包括支援センター 所長	

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 山口県周南市岐山通1丁目1番地

(所 属) 都市整備部 公共交通対策課

(氏 名) 林 達也

(電 話) (0834-22-8426)

(e-mail) kotsu@city.shunan.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
周南市	周南市	(1) 大道理・須々万線 (区域運行)		大道理 地区		往 km 復 km	143日	350回		区域	①	補助対象地域間幹線系統 防長交通(株)(徳山駅前・コアプラザ かの線:大道理バス停) 接続に適したタイヤ設定	③
		(2)				往 km 復 km	日	回					
		(3)				往 km 復 km	日	回					
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	周南市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	51565
交通不便地域等	182

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
182	大津島	離島振興法に基づく離島振興対策実施地域

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
周南市地域公共交通計画	令和3年3月31日	令和3年度

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

(参考)〈各根拠資料〉

◆令和5年度の計画運行日は令和3年度の実績を踏まえて以下のとおりとした。

補助 ブロック 名	市区町 村名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			R5 最大計画 運行日数 い	R5 最大計画 運行回数 ろ	R3 運行割合 (実績) は	R5 計画運行 割合 に	R5 計画運行 回数 ろ×に=ほ	R3計画運行日数の算定方法
				起点	主な 経由地	終点						
山陽	周南市	1	大道理・須々万線		大道理地区		143 日	715 回	48.88%	49.00%	350 回	最大計画運行回数にR3年度の運行割合(実績)を 基に計画運行割合を推計して乗じた。
合計			系統									

◆サービス提供時間積算

●運行時間

片道1本 14分 大道理R3実績平均より抜粋

片道1日 5本 704(R3年間本数)÷143(計画運行日数)

14分×5本=70分

●待機

待機時間1回 10分 想定

待機回数 4回⇒片道5回中4回発生

10分×4=40分

●回送

片道5本と想定すると

車庫⇒行き1便出発地 = 10分

行き3便到着地⇒車庫 = 20分

10分+20分=30分

●予約

予約1回 2.5分 想定

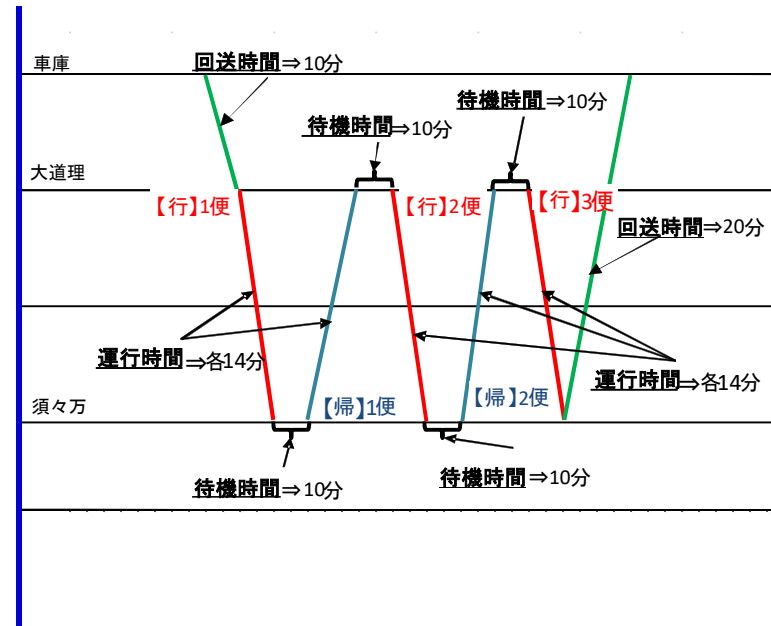
予約回数=1便あたり1回と数え、計画回数は350回

1日当たりの予約回数 350回÷143日(計画運行日数)=2.4回

2.5分×2.4回=6分

合計146÷60分=2.43時間

◆サービス提供時間積算イメージ図



【大道理】運行日数・運行回数

日数	365
火	49
木	48
土	49
日	50
祝日、振替	15
盆休み、年末年始	11

①、②除く

①、②除く

②(1/1、1/2除く)

①(8/13~8/16、12/30~1/5)

【運行日】

月	46
水	48
金	49

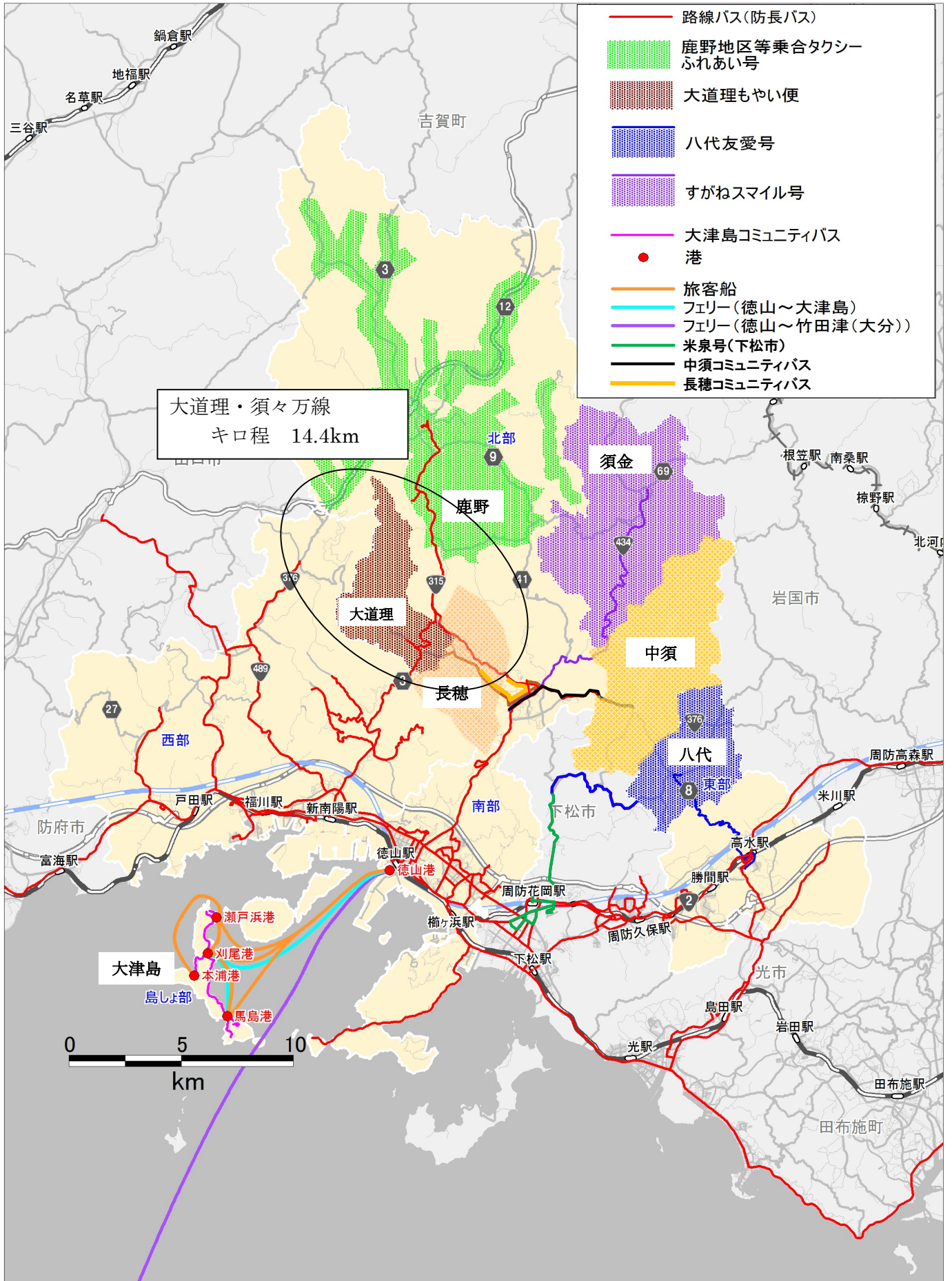
運行日数	143
------	-----

運行回数

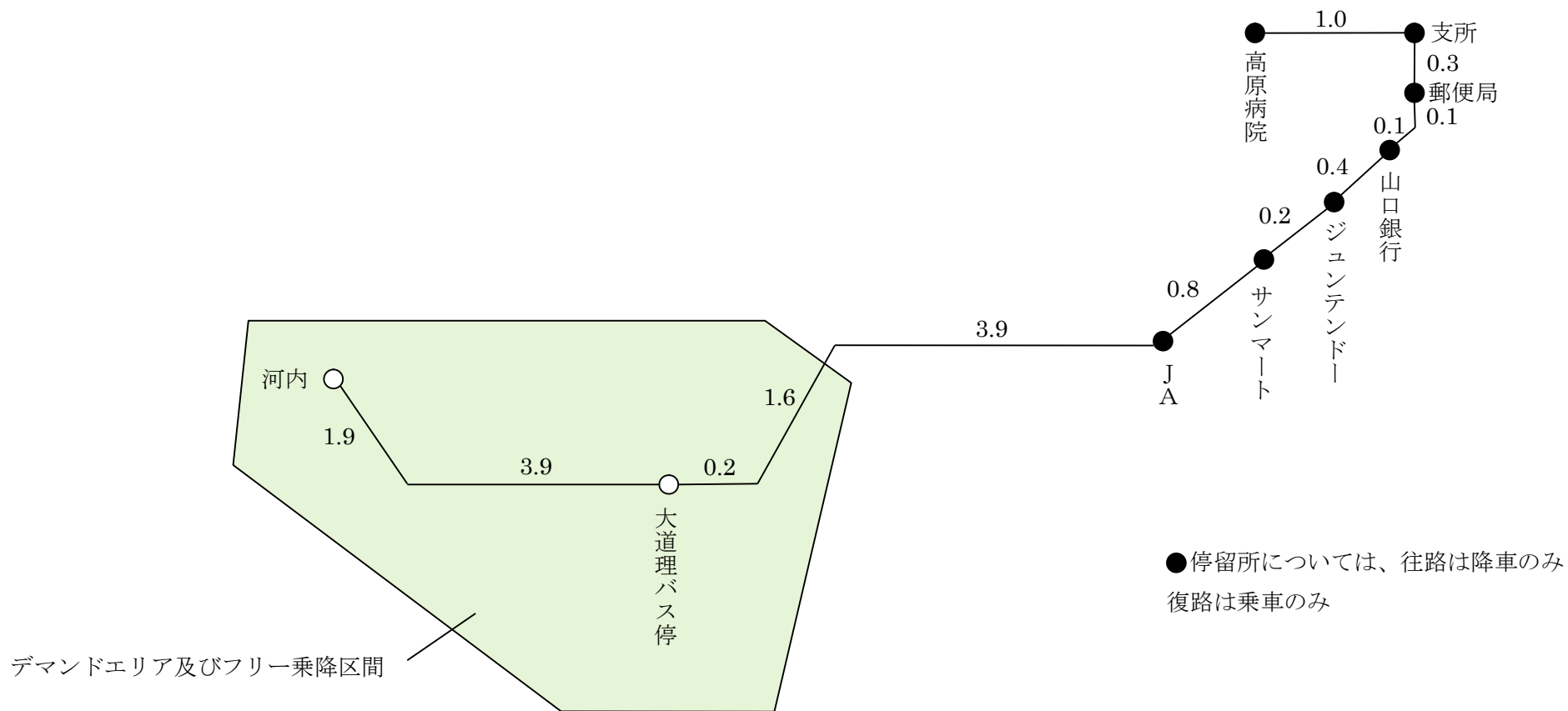
715

(143日 × 5便)

周南市のコミュニティ交通



大道理もやい便運行経路図



大道理地区運行図

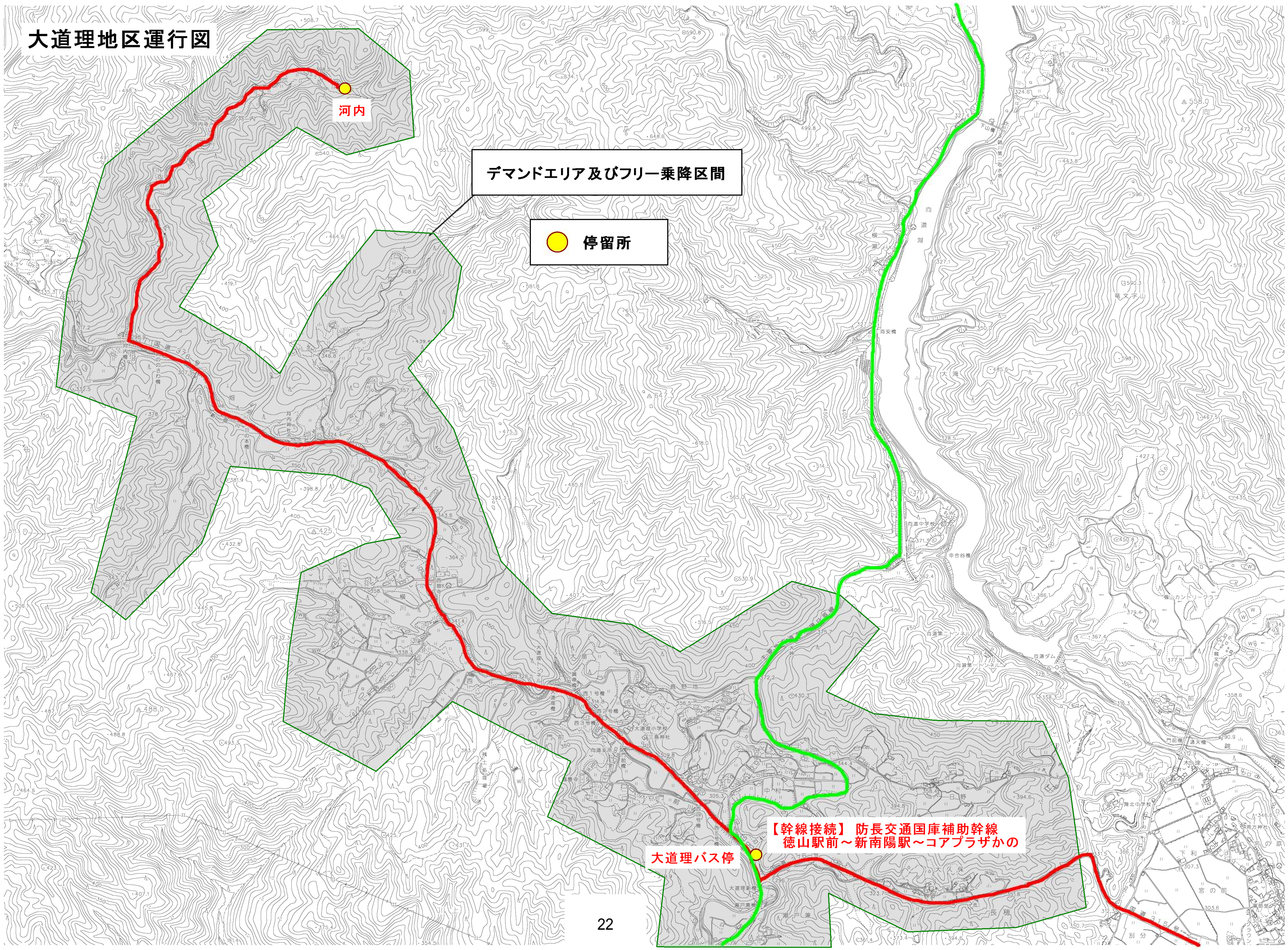
河内

デマンドエリア及びフリー乗降区間

● 停留所

【幹線接続】防長交通国庫補助幹線
徳山駅前～新南陽駅～コアプラザかの

大道理バス停

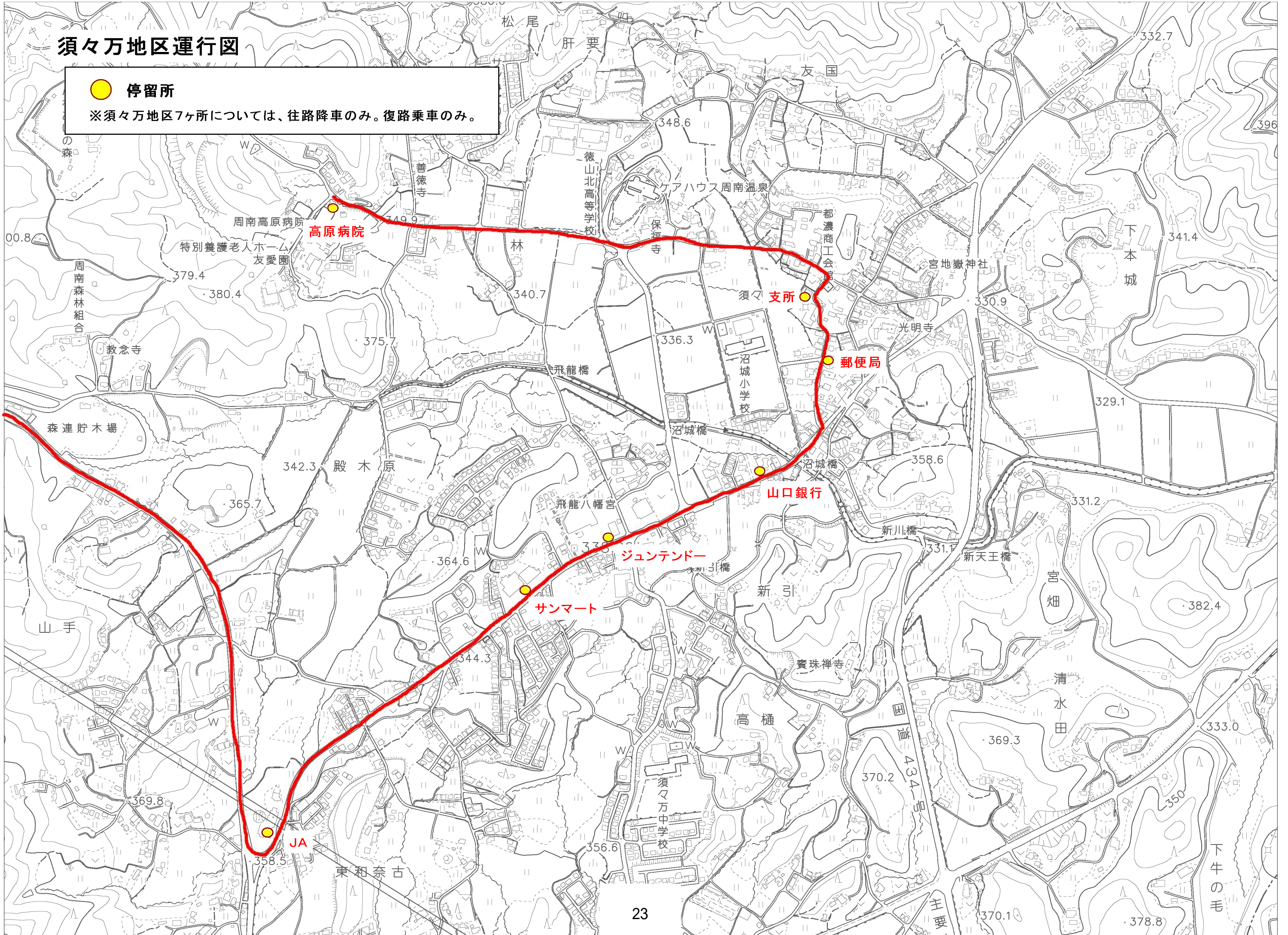


須々万地区運行図



停留所

※須々万地区7ヶ所については、往路降車のみ。復路乗車のみ。



周南市コミュニティバス(大道理～須々万線)運行計画

1. 目的

一人暮らし高齢者やマイカーを自由に利用できない人の日常生活（通院、買い物等）における移動手段の確保及び、地域内に存在する一定の需要が見込めるものの既存のバス路線から離れた不便地域への移動手段の確保することを目的とする。

2. 事業主体及び運行主体

周南市（交通空白地有償運送）

3. 運行期間

運行開始：平成27年10月1日～

4. 対象者及び対象エリア

(1) 対象者

どなたでも

(2) 対象エリア

- ・大道理地区内
- ・大道理地区～須々万地区

5. 運行形態

路線を定めて不定期に行う予約運送

6. 運行内容

(1) 運行日

月・水・金曜日（祝日、8/13～8/16、年末年始12/30～1/5は運休）

(2) 便数

5便 / 1日

(3) 運行時間

8：00～9：30	1便	9：30～11：00	1便
11：00～13：00	1便	13：00～15：00	1便
15：00～17：00	1便		

(4) 利用料金

地区内	片道	100円
地区外（大道理⇄須々万）	片道	200円

(5) 割引制度

回数乗車券、小児割引、障がい者割引

7. 運行車両

軽自動車（トールワゴン）